

浮桟橋の設置には、許可が必要です。

浮桟橋を設置するには、河川法の許可が必要です。県では、新たに浮桟橋の設置できる区域及び河川法の設置許可基準を定めました。自然公園法でも以下の基準があります。

■河川法■

- 猪苗代湖水面利活用推進協議会で設置可能と認められた区域であること等。
 - 原則として、市町村及び観光組合等の公共的機関が設置すること。又は、市町村長の同意が得られること。
 - 漁業権者の同意が得られること。
 - 占用期間は、最長でも1年を超えないこと。
 - 公共的団体以外の者が設置する場合は、その団体の構成員以外の者も平等な利用が可能であること。
- ※その他、技術的な基準があります。



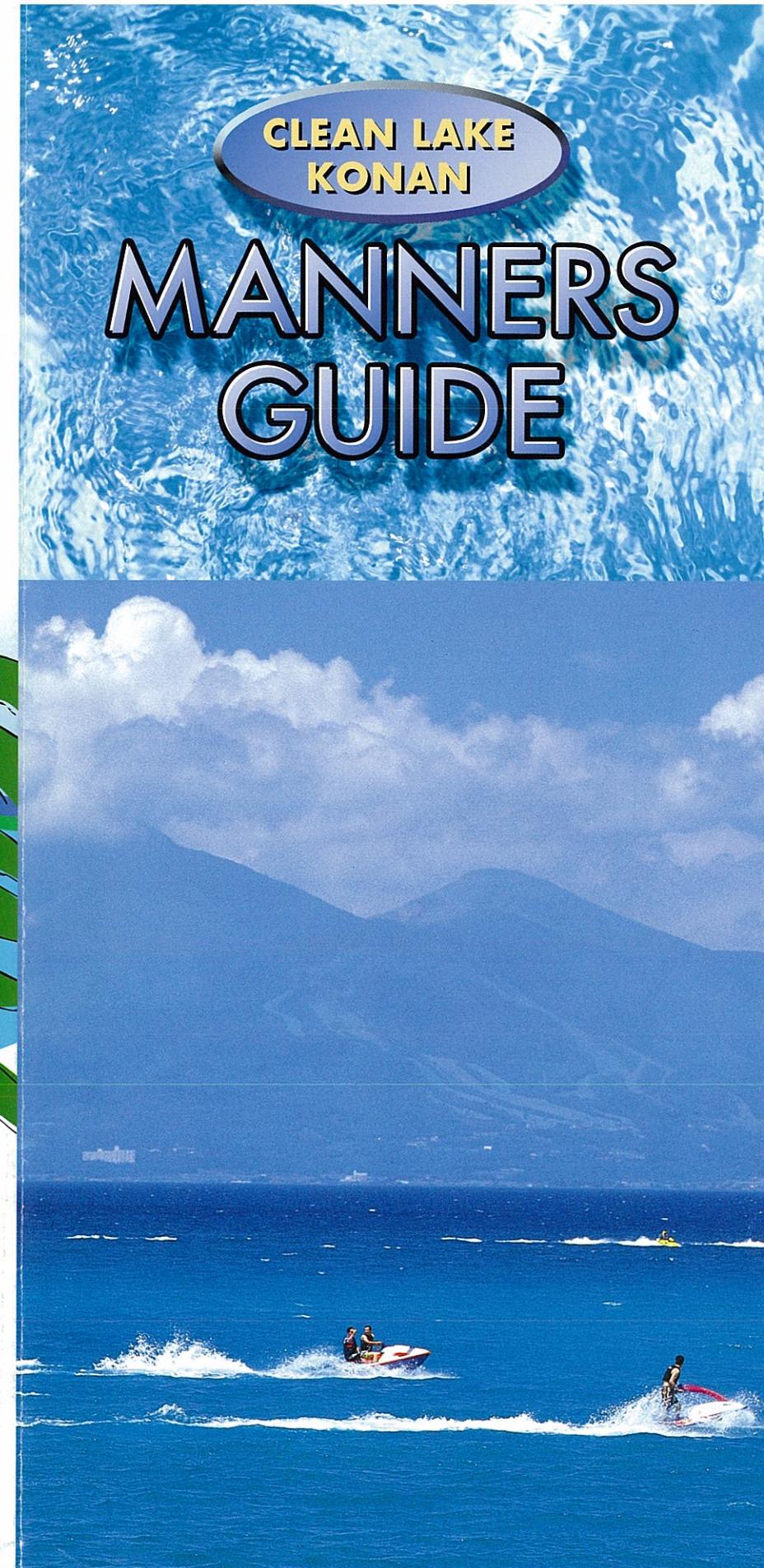
■自然公園法■

- 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。
- 設置者又は管理者が責任をもって管理できる場所であること。
- 鳥類の生息に影響を及ぼさない場所であること。
- 色彩及び形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。
- 撤去についての計画が明らかであり、さらに跡地の整理が適切に行われること。

※その他、浮桟橋本体及び看板等について、基準があります。



水上オートバイを操船するには、
4級小型船舶操縦士免許が必要です。
無免許で操縦すると法律により罰せられます。



お問い合わせ先

福島県県中建設事務所行政課
福島県郡山市麓山1-1-1 TEL.0249-35-1413

福島県県中地方振興局県民生活課
福島県郡山市麓山1-1-1 TEL.0249-35-1295



このパンフレットはエコマーク認定の紙を使用しています。

美しい自然をクリーンに利用しましょう!

猪苗代湖は、遊泳やプレジャーボートなどのマリンレジャーのメッカとしてたくさんの人々に利用されていますが、最近プレジャーボートによる事故や騒音、道路の違法駐車等の問題が発生し住民とのトラブルになるケースもあります。

猪苗代湖は、みんなの湖です。他の利用者の迷惑になったり自然を汚すような行為はやめましょう。

大切なことは、一人一人がマナーを守って利用することです。



猪苗代湖では次のことを守りましょう!

- ◆ プレジャーボートは湖岸から発進する際は、徐行しましょう。
- ◆ 水上オートバイの利用時間は、午前7時から午後6時までにしましょう。
- ◆ 遊泳区域には、ブイが設置してあります。水上オートバイによる遊泳区域のブイでのスラローム走行は危険です。遊泳者の迷惑にもなりますのでやめましょう。
- ◆ 水上オートバイの不法改造や必要以上の空ふかしはやめましょう。
- ◆ 道路への違法駐車は事故につながりますのでやめましょう。
- ◆ ゴミは必ず持ち帰りましょう。残ったオイルを浜や湖に流して捨てたり、オイル缶を捨てて帰らないようにしましょう。
- ◆ 混合給油方式の艇は、取り扱い説明書に記載されている混合比の燃料を使用し、猪苗代湖の水を汚さないようにしましょう。



LAKE INAWASHIRO

猪苗代湖

- プレジャーボートは、■の区域で利用してください。
- プレジャーボート(水上オートバイを除く)は、■の区域から発着してください。
- 水上オートバイは、■の区域から発着してください。



中の沢

舟津浜
舟津公園

凡例
遊 泳 区 域
緩 衡 帯
船舶航行誘導区域 船舶係留可能区域
船 舶 用 緩 衡 带
船 舶 行 航 禁 止 区 域
船 舶 行 航 区 域

湖南地区利活用ゾーニング計画